

大分県報

令和七年
号外（五二）
七月十六日

（水曜日）

目次

公 告

- 大分県社会福祉介護研修センターの指定管理者の公募……………一
大分県身体障害者福祉センターの指定管理者の公募……………二
おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の公募……………四
大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の指定管理者の公募……………五
大分県林業研修所の指定管理者の公募……………七
別府港北浜ヨットハーバーの指定管理者の公募……………九

○公 告

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県社会福祉介護研修センターの管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和七年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県社会福祉介護研修センター

2 所在地

大分市明野東三丁目四番一号

3 施設の規模及び構造

土地 一三、五七九・一四平方メートル
建物 本館 鉄筋コンクリート造三階建
住宅改造モデル展示場 木造二階建

4 事業内容

災害物資備蓄倉庫 軽量鉄骨造二階建

- (一) 社会福祉事業従事者を対象とする研修
(二) 介護に関する研修
(三) 高齢者及び介護者の総合相談
(四) 福祉人材の無料職業紹介
(五) 福祉機器等の展示及び情報提供
(六) センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
(七) センターの利用の受付及び案内に関する業務
(八) センターの利用の促進に関する業務
(九) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- 二 申請者の資格
申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人又は該当する法人で構成する共同事業体であること。
- 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする社会福祉法人であること。
2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人であること。
- 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人であること。
- 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。
- (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
5 その代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次に該当すると認められる法人でないこと。
- (一) 暴力団関係者
(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
(三) 暴力団関係者を使用した者
(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると

令和七年七月十六日

大分県報号外（公告）

判断される法人でないこと。

7 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

令和七年九月一日（月）から同月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。なお、申請の方法に関する詳細は、六の1による募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問合せ先

六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定方法及び基準

1 選定方法

県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分県社会福祉介護研修センター指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準による。なお、審査項目等詳細は、六の1による募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大分県社会福祉介護研修センターの指定管理者の指定の申請等についての詳細は、別に定める募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和七年七月十六日（水）から同年八月二十二日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県福祉保健部高齢者福祉課人材確保・DX推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六―二七八五

2 大分県ホームページによる情報提供

大分県社会福祉介護研修センターの指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/kaigokensyucenter.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県身体障害者福祉センターの管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和七年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県身体障害者福祉センター

2 所在地

大分市大津町二丁目一番四十一号

3 施設の規模及び構造

鉄筋コンクリート造四階建のうち一階及び二階部分
延床面積三、四一一平方メートル

4 事業内容

(一) 身体障がい者に対し生活相談に応じるとともに、機能回復訓練、スポーツの指導、教養の向上その他身体障がい者の福祉の増進に関する業務

(二) 施設の建物及び設備等の維持管理及び修繕に関する業務

(三) 施設の利用の受付及び案内に関する業務 (四) 施設の利用の許可に関する業務 (五) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務 二 申請者の資格 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人又は該当する法人で構成する共同事業体であること。 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人であること。 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人であること。 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人であること。 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。 (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。 (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 5 その代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次に該当すると認められる法人でないこと。 (一) 暴力団関係者 (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者 6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。 7 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人であること。 三 申請を受け付ける期間等 1 申請を受け付ける期間 令和七年九月一日（月）から同月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。	2 申請の方法 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。なお、申請の方法に関する詳細は、六の1による募集要項を参照すること。 3 申請書の提出先及び問合せ先 六の1の(二)に記載する所管課とする。 四 選定方法及び基準 1 選定方法 県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分県身体障害者福祉センター指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。 2 選定の基準 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準による。なお、審査項目等詳細は、六の1による募集要項を参照すること。 (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準 五 指定管理者に管理を行わせる期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間（予定） 六 募集要項等 1 募集要項 大分県身体障害者福祉センターの指定管理者の指定の申請等についての詳細は、別に定める募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。 (一) 配布期間 令和七年七月十六日（水）から同年八月二十二日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。 (二) 配布場所 大分県福祉保健部障害者社会参加推進室地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
--	--

電話 ○九七―五〇六一―二七二五

- 2 大分県ホームページによる情報提供
大分県身体障害者福祉センターの指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての大分県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12370/sinsyoucenter.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、おいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和七年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施設の概要

1 施設の名称

おいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場

2 所在地

大分市大字廻栖野三千二百三十一番地四十七

3 施設の規模及び構造

ドッグラン 面積 二、四一二平方メートル

構造 張芝、フェンス囲い

多目的広場 面積 一、三九九平方メートル

構造 張芝

4 事業内容

(一) ドッグラン及び多目的広場（以下「ドッグラン等」という。）の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(二) ドッグラン等の利用の受付及び案内に関する業務

(三) ドッグランの利用の許可に関する業務

(四) ドッグラン等の利用の促進に関する業務

(五) 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が大分県に對してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

令和七年九月一日（月）から同月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定の方法

県職員一人、大分市職員一人及び学識経験者三人の委員で構成するおおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和七年七月十六日（水）から同年八月二十二日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県生活環境部食品・生活衛生課生活衛生班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―三〇五四

2 大分県ホームページによる情報提供

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の募集に関する情

報（募集要項を含む。）についての 大分県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/site/doubutuigo/dog-run-koubou8.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

令和七年七月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施設の概要

1 施設の名称

(一) 大分農業文化公園

(二) 大分県都市農村交流研修館

2 所在地

(一) 大分農業文化公園

杵築市山香町大字日指及び大字久木野尾並びに宇佐市安心院町古川

(二) 大分県都市農村交流研修館

杵築市山香町大字日指一番地一

3 施設の規模及び構造

(一) 大分農業文化公園

(1) 総面積

約一二〇ヘクタール（日指ダム周辺地域を施設整備したものであり、総面積のうち約四〇ヘクタールがダム湖となっている。）

(2) 施設内容

ア メイン施設（事務室、物産館、花昆虫館、レストラン及び研修館）

イ みどりの広場

ウ フラワーガーデン

エ 薬草薬木園（薬草・薬木の森、ハーブガーデン）

オ 果樹園

カ 体験農園

キ コテージ

ク オートキャンプ場

令和七年七月十六日

大分県報号外（公告）

ケ フリーサイトキャンプ場 コ つばき園 サ 花木園 シ ピクニック広場 ス 駐車場 セ ترامカー ソ その他施設（貸自転車、ボート及び大型遊具等） (二) 大分県都市農村交流研修館 (1) 施設の規模及び構造 鉄骨造二階建 二、〇六五・七六平方メートル (2) 施設内容 ア 大研修室 イ 研修室 ウ 会議室 エ 手づくり工房 オ 調理実習室 カ 和室 キ 事務室 4 事業内容 (一) 大分農業文化公園 (1) 施設等の利用に関する業務 (2) 農業・農村に係る情報の提供に関する業務 (3) 都市と農村との交流の促進に関する業務 (4) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 (5) 施設全体の管理運営業務 (6) その他大分農業文化公園の利用促進に資する業務 (二) 大分県都市農村交流研修館 (1) 研修に関する業務 (2) 農業・農村に係る情報の提供に関する業務 (3) 施設等の利用に関する業務 (4) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 (5) 施設の管理運営業務	二 申請者の資格 (6) その他大分県都市農村交流研修館の利用促進に資する業務 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は該当する法人等で構成する共同事業体であること。 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。 (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。 (一) 暴力団関係者 (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。 7 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が大分県に對してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。 三 申請を受け付ける期間等 1 申請を受け付ける期間 令和七年八月二十二日（金）から同年九月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。 2 申請の方法
---	---

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 3 申請書の提出先及び問合せ先 六の1の(二)に記載する所管課とする。 四 選定方法及び基準 1 選定の方法 学識経験者四人、県職員一人及び杵築市職員一人の委員で構成する大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。 2 選定の基準 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 (一) 県民の平等な利用が確保されとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準 五 指定管理者に管理を行わせる期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間（予定） 六 募集要項等 1 募集要項 大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。 (一) 配布期間 令和七年七月十六日（水）から同年九月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。 (二) 配布場所 大分県農林水産部地域農業振興課地域連携・世界農業遺産推進班	〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 〇九七―五〇六―三五八二（内線三五八一又は三五八二） 2 大分県ホームページによる情報提供 大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての大分県ホームページアドレスは、次のとおり。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/shiteikanri-agripark.html ~~~~~ 大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県林業研修所（以下「研修所」という。）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。 令和七年七月十六日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 一 施設の概要 1 施設の名称 大分県林業研修所 2 所在地 由布市湯布院町川北八百九十九番地九十一 3 施設の規模及び構造 (一) 本館 八三四平方メートル (二) 実習棟 一六〇平方メートル (三) 機械保管庫 二二五平方メートル (四) 高性能林業機械保管庫 九〇平方メートル 4 事業内容 (一) 研修所を利用した研修教育に関する業務 (二) 研修所の建物及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 (三) 研修所の使用の許可に関する業務 (四) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務 二 申請者の資格 申請しようとするものは、次の1から11までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
--	--

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。 (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。 (一) 暴力団関係者 (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。 7 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。 9 研修所の管理及び施設、設備の保守、管理ができること。 10 次に掲げる林業技術研修を実施することができる法人等であること。 (一) 林業架線作業主任者養成講習 (二) 伐木等の業務に係る特別教育 (三) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 (四) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 (五) 簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育 (六) 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 (七) 高性能林業機械操作、保守研修 (八) 救急法講習	(九) 林業技術講習 (十) 技能検定（林業職種一級・二級）講習 (十一) 林業就業体験研修 11 登録教習機関として次に掲げる技能講習について、大分労働局長に登録され、又は登録されることが確実とみなされる法人等であること。 (一) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習 (二) フォークリフト運転技能講習 (三) はい作業主任者技能講習 (四) 玉掛け技能講習 (五) 小型移動式クレーン運転技能講習 (六) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 三 申請を受け付ける期間等 1 申請を受け付ける期間 令和七年八月二十五日（月）から九月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。 2 申請の方法 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 3 申請書の提出先及び問い合わせ先 六の1の(二)に記載する所管課（室）とする。 四 選定方法及び基準 1 選定の方法 県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分県林業研修所指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。 2 選定の基準 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 (一) 県民の平等な利用が確保されとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
--	---

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準 五 指定管理者に管理を行わせる期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間（予定） 六 募集要項等 1 募集要項 研修所の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。 (一) 配布期間 令和七年七月十六日（水）から同年九月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。 (二) 配布場所 大分県農林水産部林務管理課林業経営支援班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―三八一九 2 大分県ホームページによる情報提供 研修所の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての「大分県ホームページ」アドレスは、次のとおり。 http://www.pref.oita.lg.jp/soshiki/16050/r7kensyujobosyu.html ~~~~~ 大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県港湾施設（別府港北浜ヨットハーバー）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。 令和七年七月十六日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 一 施設の概要 1 施設の名称 大分県港湾施設（別府港北浜ヨットハーバー）（以下「別府港北浜ヨットハーバー」という。） 2 所在地	3 別府市北浜 施設の規模及び構造 浮桟橋 五基（六十四隻）、ボートヤード（二十五隻）、上架施設、管理棟、駐車場（七十四台）、外周フェンス及び船揚場 4 事業内容 (一) 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務 (二) 港湾施設の利用の促進に関する業務 (三) 申請受付等補助事務、使用料徴収の業務 (四) 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務 (五) ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務 (六) その他別府港北浜ヨットハーバーの管理に関する事務のうち、知事その他の権限に属する事務を除く業務 二 申請者の資格 申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。 (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。 (一) 暴力団関係者 (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者 (三) 暴力団関係者を使用した者 (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者 6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二
--	---

十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間
令和七年九月一日（月）から同月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問合せ先

六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定方法及び基準

1 選定の方法

県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する別府港北浜ヨットハーバー指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

別府港北浜ヨットハーバーの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和七年七月十六日（水）から同年九月十六日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部港湾課管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―四六一四

2 大分県ホームページによる情報提供

別府港北浜ヨットハーバーの指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/kitahama-koubou.html>